

群馬県適正化通信 NO.168(令和4年8月号)

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

貨物自動車運送事業者は、関係法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、運行の安全を確保するために必要な運転技能及び知識を習得させるため、運転者に対して適切な指導及び監督を行わなければなりません。

国土交通省は、今般、「自動車総合安全プラン2025」等に位置付けられている飲酒運転対策を推進するため、本年3月に指導監督の実施マニュアルを改訂し、飲酒運転はもとより、アルコール依存症に関する基礎知識の記載が拡充されたほか、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例が新たに記載されました。飲酒運転に関しては、平成23年5月から、点呼時におけるアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務付けられましたが、事業用トラックの飲酒事故及び違反件数は近年増加しており、昨年、白ナンバーの自家用トラックではありますが、千葉県八街市で発生した「八街児童5人死傷事故」の関連報道で『 トラックドライバーの実態』としてテレビ報道されたことは記憶に新しいところです。このように運転者だけでなく、事業者や管理者を含めた、たった1人の気の緩みが運送業界全体に影響する風評被害となり、荷主や消費者等からの社会的な信頼を失墜することに繋がってしまいます。

事業者の皆様には、今般の改訂マニュアルを活用し、運転者に対して飲酒運転はもとより、全ての安全に対する、より具体的な内容の指導監督の実施をお願いします。

なお、「乗務員に対する指導監督の実施」については、令和3年度の巡回指導結果から群馬県内の15.5%の事業者が未実施または記録不備による改善指導を受けており、実施及び記録の保存についても確実な管理をお願いします。



※指導監督マニュアルは国土交通省のホームページに掲載しております。

事業用自動車の安全対策：自動車総合安全情報 (mlit.go.jp)

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>)

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821